

生活困窮者住居確保給付金支給申請書

フリガナ	メグロ イチロウ
①氏名	目黒 一郎
②生年月日	昭和・平成・令和 50年 1月 2日 満(45)歳
③電話番号	080-1234-5678

④次の1.又は2.の場合であること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)

1. 離職又は第3条第1号に規定する場合

離職等の時期	令和 ○年 ○月 ○日 ※離職、廃業した日付
離職等した事業所	〇〇株式会社 ※事業所名

2. 第3条第2号に規定する場合 ※やむを得ない休業や減収等の方(自営業者、就労中)

給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	※収入が減少した理由についてご記入ください。
-------------------------	------------------------

⑤離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること

離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	※申請以前どのように生計を維持していたかご記入ください。
---------------------------	------------------------------

⑥次の1.又は2.のいずれかに該当していること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)

1. 住居を喪失していること

住居を喪失した時期	
喪失した住居の住所	
現在の状況	

2. 住居を喪失するおそれがあること

現在の住所	※現在の住所をご記入ください。
住居の家主等	※貸主を記入してください。
喪失するおそれのある住居の家賃額	※家賃(共益費は含まない)を記入してください。
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	※住居を失う恐れについて理由をご記入ください。

⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ	メグロ イチロウ	メグロ ハナコ	メグロ タロウ	メグロ サブロウ	合計
氏名	目黒 一郎	目黒 花子	目黒 太郎	目黒 三郎	
続柄	本人	妻	子	子	
生年月日	S50/1/2	S50/2/3	H15/1/2	H17/2/5	
収入(月額)	102,500円	52,000円	0円	0円	154,500円
預貯金等	100,000円	100,000円	9,000円	10,000円	219,000円

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「規則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、規則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

令和 ○年○月○日 ※申請日を記入

目黒区福祉事務所長 宛て

申請者氏名 目黒 一郎

いずれかを記入します。

申立事項

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給中は、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体又は同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。  
ただし、規則第3条第2号に掲げる事由に該当する者について、当該者が給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると福祉事務所長が認めるときは、申請日の属する月から起算して3月間（第12条第1項の規定により支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると福祉事務所長が認めるときは、6月間）に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができます。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、福祉事務所長から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 規則第14条に基づく就労支援に関する福祉事務所長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 規則第17条に基づき、福祉事務所長が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。